「指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令案の概要」に関する意見募集の結果について

## 法務省民事局総務課

「指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令案の概要」について、令和5年11月24日から同年12月25日までの間、意見募集を行ったところ、1件の御意見が寄せられましたので、御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおり公表します。

なお、この意見募集に係る省令案は、「指定公証人の行う電磁的記録に 関する事務に関する省令等の一部を改正する省令」(令和5年法務省令第 55号)として、令和5年12月28日に公布されましたので、お知らせ します。

御協力ありがとうございました。

## 1 御意見の概要

## 【意見】

省令案の概要について、賛成である。

## 【理由】

今回の省令案の概要は、同省令第9条8項において、指定公証人が認証を付与する際に記録媒体によらなければならない点を改正するものとしており、会社設立手続の迅速化に資するものであると考える。

さらに、指定公証人が記録を保存する際や、情報を嘱託人に提供する際などにも、クラウド等の最新の情報通信技術を活用することができるよう省令を改正することとしており、指定公証人や嘱託人において利便性が高まることが期待される。

また、クラウド等の最新の情報通信技術の利用が、磁気ディスクによる情報保存等よりも安全性の面で特に劣っているということはないものといえ、クラウド等の利用を可能とすることで特段の弊害が認められるものではないと考える。

よって、上記のとおり、意見を述べる。

2 御意見に対する考え方

賛同意見として承ります。